

食安輸発1116第4号  
平成24年11月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年11月16日付け食安輸発1116第2号）により実施しているところです。

今般、平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」が通知されたことから、上記通知を下記のとおり改正し、別添を別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領」中の「2 検査方法」の

(1) 検体の採取

ア. パパイヤ及びそれらの加工品

「安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ（PRSV-YK）の暫定検査法について（平成23年2月22日付け食安監発0222第4号）により検体を採取する。

イ. 米（米の加工品を除く。）

別表第6による。ただし、残留農薬等と併せて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

ウ. 菜種及びその加工品

「安全性未審査の遺伝子組換えナタネ（RT73 *B. rapa*）の暫定検査法について（改正）」（平成21年9月14日付け食安監発0914第5号）に示す方法により検体を採取する。

(2) 試験方法

ア. パパイヤ及びそれらの加工品

「安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ (PRSV-YK) の暫定検査法について (平成23年2月22日付け食安監発0222第4号) により試験を実施する。

イ. 米及びその加工品

(ア) Btたんぱく質及びCpTIタンパク質を発現する組換え遺伝子DNA

「安全性未審査の中国産米加工品の検知法について」 (平成19年1月26日付け食安監発第0126006号) により試験を実施する。

(イ) LLRICE601

「米国产米 (長粒種) 及びその加工品の取扱いについて」 (平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号) により試験を実施する。

ウ. 菜種及びその加工品

「安全性未審査の遺伝子組換えナタネ (RT73 *B. rapa*) の暫定検査法について (改正)」 (平成21年9月14日付け食安監発0914第5号) により試験を実施する。

を

(1) 検体の採取

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」 (平成24年11月16日付け食安発1116第4号) により検体を採取する。

ただし、米 (米の加工品を除く。) について、残留農薬等と併せて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

(2) 試験方法

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」 (平成24年11月16日付け食安発1116第4号) により試験を実施する。

に改める。